

労働条件通知書 兼 雇用契約書

殿

事業場名称・所在地 株式会社マスターテック（結婚相談所メルティア）

〒349-0212 埼玉県白岡市新白岡3丁目34番地1

使用者職氏名 代表取締役 前田 圭太

株式会社マスターテック（以下「会社」という）と（以下「労働者」という）は、次の条件で雇用契約を締結する。

1. 契約期間

期間の定めあり（ 年 月 日 ～ 年 月 日・6か月）

- 契約の更新の有無：更新する場合があり得る
- 更新の判断基準：契約期間満了時の業務量／勤務成績・態度／能力／会社の経営状況
- 更新上限：無
- 試用期間：無

2. 就業の場所

雇入れ直後	変更の範囲
労働者の自宅（在宅勤務）	会社の事業所（今後設ける事業所を含む）および会社が指定する場所（在宅勤務を含む）

3. 従事すべき業務の内容

雇入れ直後 結婚相談所メルティアの会員サポート事務。具体的には次のとおり

- IBJシステムでのお見合い日程の調整・場所の予約・確定
- お見合い結果の入力
- 交際中の会員様へのメッセージの送信
- 会員様プロフィールの入力・公開手続き、仲人PR文の作成
- 入会・退会・休会の手続きと案内

変更の範囲 メルティア事業の事務全般

- 料金・返金・解約条件の判断、および苦情への対応は会社が行い、労働者は行わない
- 決まった形に当てはまらない連絡は、送る前に会社へ相談する

4. 始業・終業の時刻、休憩、所定時間外労働

- 勤務日と始業・終業の時刻は、前月25日までに会社と労働者が話し合って決め、シフト表で通知する
- 1日の所定労働時間は5時間以内、1週の所定労働時間は20時間未満とする
- 休憩時間：0分（1日の労働時間が6時間を超える場合は45分）
- 所定時間外労働：無
- 休日労働：無

5. 休日

シフト表で定めた勤務日以外の日

6. 休暇

- 年次有給休暇：6か月継続勤務し、その間の出勤率が8割以上の場合、週の所定労働日数に応じて法律どおり付与する（雇入れ時の週の所定労働日数 日 → 6か月後 日）
- 継続勤務6か月以内の年次有給休暇：無
- 時間単位年休：無
- 代替休暇：無
- その他の休暇：無

7. 賃金

1. 基本賃金：時間給 1,300円
2. 諸手当：無（通勤手当・在宅勤務手当を含む）
3. 割増賃金率
 - 法定時間外：月60時間以内 25%、月60時間超 50%
 - 所定時間外（法定時間内）：割増なし（時間給を支払う）
 - 休日：法定休日 35%、法定外休日（法定時間内）割増なし
 - 深夜：25%
4. 賃金締切日：毎月末日
5. 賃金支払日：翌月25日（金融機関の休業日にあたる場合は、その前の営業日）
6. 賃金の支払方法：労働者の同意を得て、労働者本人名義の預金口座へ振込
7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除：無（法令で定められたものを除く）
8. 昇給：有（契約更新の際に、勤務成績等により見直すことがある）
9. 賞与：無
10. 退職金：無

8. 退職に関する事項

1. 定年制：無
2. 継続雇用制度：無
3. 自己都合退職の手続：退職する30日以上前に会社へ申し出ること
4. 解雇の事由及び手続：次のいずれかに当たる場合は解雇することがある。解雇するときは30日以上前に予告するか、予告に代えて平均賃金の30日分以上を支払う（労働基準法第20条）。契約期間の途中での解雇は、やむを得ない事由がある場合に限る（労働契約法第17条）
 - 心身の故障により業務に耐えられないとき
 - 勤務成績または勤務態度が著しく不良で、改善の見込みがないとき
 - 別に提出する誓約書に重大な違反をしたとき
 - 事業の縮小その他やむを得ない業務上の都合があるとき
 - その他、前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき

9. その他

- 社会保険の加入状況：無（加入要件に当たらないため）
- 雇用保険の適用：無（週の所定労働時間が20時間未満のため）
- 中小企業退職金共済制度：加入していない
- 企業年金制度：無
- 正社員との待遇の違い（内容と理由）について説明を求めるときの窓口：代表取締役 前田 圭太（連絡先：Discord（会社が案内するチャンネル）／電話 090-3392-9453）
- 雇用管理の改善等に関する相談窓口：同上
- 勤怠：出勤と退勤は、会社が指定する方法（Discord）で記録する
- 研修：雇入れ後おおむね2週間は、会社の役員と一緒に業務を行う。研修中も上記の時間給を支払う
- 業務で使うパソコン等は会社が貸与する。取り扱いと秘密の保持は、別に提出する誓約書による
- 就業規則：無（常時10人未満のため）。本書に定めのない事項は、労働基準法その他の法令による

※ 本書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示、およびパートタイム・有期雇用労働法第6条に基づく文書の交付を兼ねる。

※ 労働契約法第18条により、有期労働契約の契約期間が通算5年を超える場合は、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換される。

上記の条件で雇用契約を締結したことを証するため、本書を2通作成し、会社と労働者が記名押印のうえ各1通を保有する。ただし、電子契約による場合は、本書の電磁的記録を作成し、会社と労働者が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

本契約は、会社と労働者の双方が記名押印または電子署名を完了した日をもって成立する。

労働者は、本書による労働条件の明示を電子契約の方法で受けることを希望し、本書を出力して書面として保存できることを確認した（労働基準法施行規則第5条第4項）。

会社

住所：埼玉県白岡市新白岡3丁目34番地1

会社名：株式会社マスターテック

氏名：代表取締役 前田 圭太 印

労働者

住所：

氏名： 印